

## 骨髓移植ドナー支援事業

骨髓または末梢血幹細胞の提供者（ドナー）となった市民とドナーの勤務する事業所を対象に奨励金を交付します。

### 1 骨髓・末梢血幹細胞移植とは（概要）

白血病や再生不良性貧血などの病気により、正常な造血が行えなくなった患者に、適合したドナーから提供された造血幹細胞（血液を造るもとの細胞）を入れ替えることによって造血機能を回復させる療法のこと

### 2 奨励金の交付対象

- ・平成29年4月1日以降に骨髓等の提供をした者  
（提供から1年以内に申請が必要）
- ・ドナーは、骨髓等の提供を完了した日に市内に住所を有する者
- ・事業者は、ドナーが勤務する事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人等を除く）

### 3 奨励金の内容

- (1) 提供者 1日あたり2万円（上限7日間）
- (2) 事業者 1日あたり1万円（上限7日間）



### 4 予算

471 千円

【問い合わせ先】健康課（TEL：042-438-4021）

### 資料のポイント

- 1 提供希望者（ドナー）登録現在数 46万8,728人
- 2 患者登録現在数 3,499人
- 3 非血縁者間移植実施数 2万237例  
日本骨髓バンクホームページから（平成28年12月現在）